

官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び
事業スキーム構築等支援業務プロポーザル
募集要項

令和8年8月14日

奈良市

1. 目的

奈良市では、「ごみ＝資源【宝】と価値観を転換し、限りある資源の循環を通して、私たちの暮らしを将来に渡って持続維持可能なものにする」というビジョンのもと、新クリーンセンターでの高効率なエネルギー回収と新たな価値創出、リサイクルの中核を担うリサイクルセンターの整備、地域資源循環モデルの構築という3つの柱を軸に、資源循環を推進し、持続可能な環境都市の実現を目指している。この方針を実現するために、本市が目指すべきコンセプトを明確化した「奈良市における環境都市の実現について」を取りまとめた。

とりわけ本市では、新たなクリーンセンターの整備を計画しており、このクリーンセンターでは、これまで不要とされていたごみを資源（燃料）とし、そこから環境にやさしい再生可能エネルギーを創出し、生み出したエネルギーを使い、持続可能な環境・産業を支えるものとしている。このクリーンセンターを含めた上記3つの柱を一体的に推進することで、本市独自の循環型社会のあり方を具体化するものである。

本プロポーザルでは、本市が目指すべきビジョンを、具現化していくための高度な専門性と事業推進能力を有する民間事業者を「協働パートナー」として選定する。協働パートナーは、民間の創意工夫に基づき、地域に受け入れられる事業スキームを提案し、本市のビジョンを具現化するパートナーとしての役割を担う。また、この協働過程を通じて、実現性のある事業条件を整理し、将来事業者の公募不調リスクを低減することを目的とする。

2. 協働パートナーとは

協働パートナーとは、本事業の計画段階から参画し、本市の立場に立って助言、検討、情報提供などを包括的に行うトータルコーディネーターを指す。本市は、協働パートナーに対し、単なる事務的な支援に留まらず、本市の課題を自らの課題として捉え、能動的に動くパートナーシップを期待している。

単なる行政事務の支援に留まらず、民間事業者の視点から、市場の動向や事業採算性、技術的実現性を検証し、行政目的と市場の受容性を高度に整合させる役割を担う。

具体的には、将来の事業者が参入しやすい環境を整備し、公募時における不調のリスクを排除するとともに、本事業の実現可能性を最大化させるための手法を本市と共に導き出す役割を担う。

3. 協働パートナーの役割

協働パートナーは、本事業のトータルコーディネーターとして、本市と密接に連携し、環境都市の実現に向け専門的知見に基づく事業スキームの構築や施策の提案を担うものとする。そのため、16（２）に記載の「官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務」を受託し、官民連携による最適な事業スキームの検討を担い、本事業の実現に向けた道筋を整理する役割を果たす。

また、協働パートナーには本事業の実現可能性を担保するため、将来の公募において実力ある事業者の確保に向けた働きかけを期待する。

4. 将来事業者の募集について（本市の考え方）

本事業における将来の建設・運営主体（以下「将来事業者」という。）の募集及び選定にあたり、本市は以下の考え方に基づき、透明性と公平性を確保したうえで実施するものとする。

（１）客観的検証及び評価の実施

本業務の結果策定された事業スキーム等については、必要に応じて専門的知見を有する者等からの意見聴取等を行い、本市が公共性・公平性の観点から精査・修正した上で、将来の公募条件を決定する。

（２）協働パートナーの公募参加について

本プロポーザルにより選定された協働パートナーが、将来実施される将来事業者の公募に応募することは制限されない。ただし、将来事業者として選定されることを保証するものではない。将来事業者の選定は、別途設置する審査委員会等において、提出された提案内容に基づき厳正に行われる。

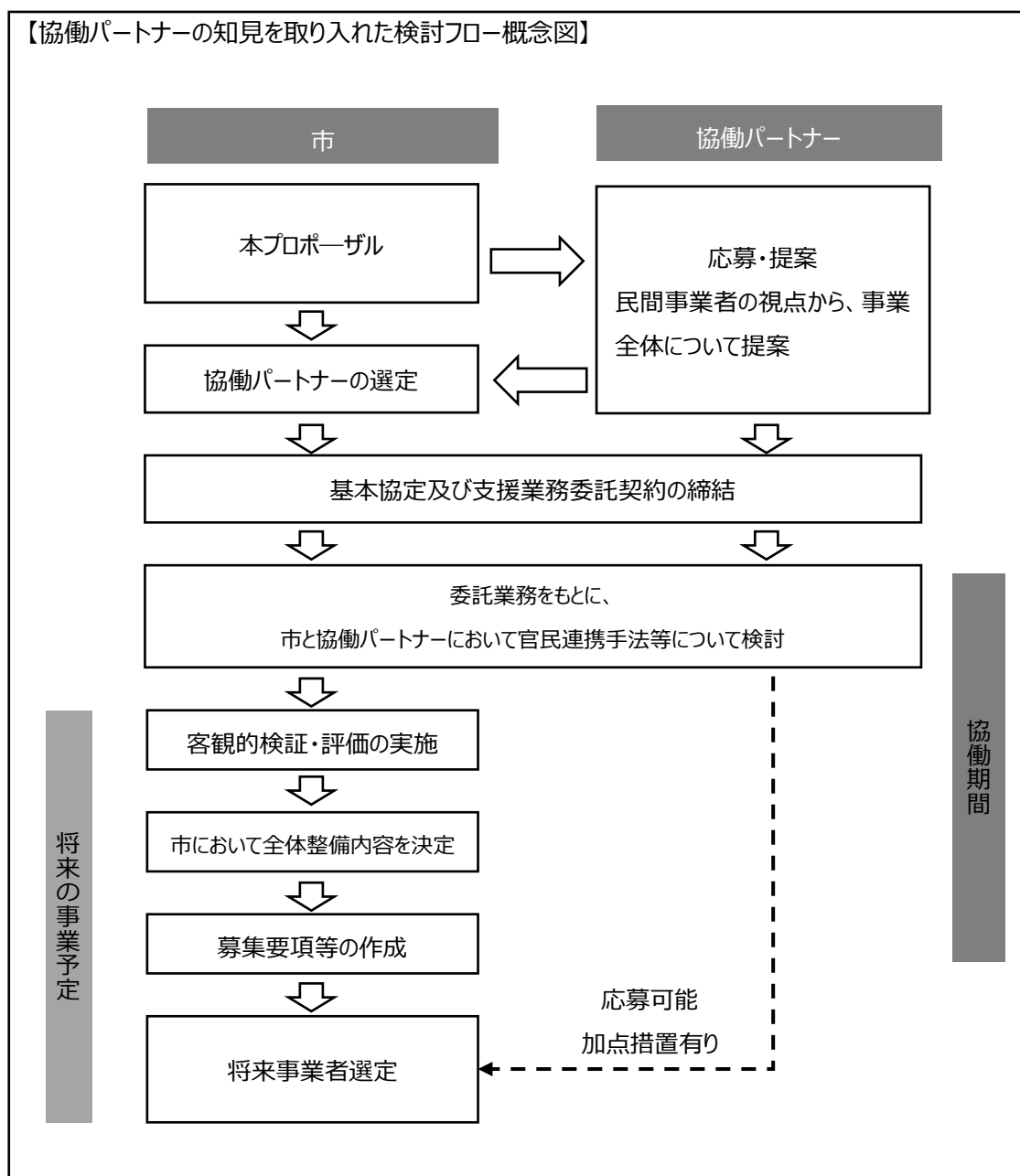
（３）提案インセンティブ（加点評価）の付与

協働パートナーが将来事業者の公募に応募した場合には、本業務における計画策定への寄与、独創的な提案及び事業の実現性向上に向けた貢献度を適切に評価し、将来事業者の選定審査において５～１０％程度の加点評価（提案インセンティブ）として反映させることを検討する。なお、詳細な加点割合については本市が別途決定する。

（４）利益相反の防止（支援実務の制限）

公平性の観点から、協働パートナーは、将来事業者の公募に直接的に関係する支援業務（募集要項等の最終確定、審査会設置等）に従事することはできない。

【協働パートナーの知見を取り入れた検討フロー概念図】



5. 協働期間および手法

(1) 協働期間

基本協定の締結から、本事業に係る将来事業者の公募開始までを基本とする。本事業は3拠点で構成されるため、拠点ごとに事業化の時期が異なる場合は、当該拠点の将来事業者の公募開始又は事業実施主体の決定をもって、その拠点に係る協働期間（基本協定に基づく協力関係）を終了する。

(2) 事業手法

P F I 法に基づく手法など、民間の創意工夫が最も発揮される手法を柔軟に検討対象とする。

本事業は3拠点で構成されるが、各拠点の事業特性や熟度に応じ、個別の事業手法及び個別の事業者公募を行うことも想定される。

協働パートナーには、3拠点の一体性を保ちつつも、戦略的なパッケージングと工程管理を求める。

6. 諸条件

本事業の具体化にあたっては、以下の内容を諸条件として提案の前提とする。

(1) 提案の根拠となる基本的なコンセプト

本業務における全ての事業提案は、「奈良市における環境都市の実現について」を全体コンセプトとする。協働パートナーは、この考え方に沿って、それらを具現化するための具体的な事業提案を担う。

(2) 「奈良市における環境都市の実現について」に基づく事業提案

協働パートナーは、環境都市の実現に向けた以下の3つの柱を一体的に推進するための事業提案を作成する。

i. 新クリーンセンター及び周辺エリア（基幹インフラ整備）：

新たに整備する新クリーンセンターでは『燃やすしかないごみ』のみを焼却することとし、施設のコンパクト化、施設建設費・維持管理費の最小化、環境負荷の軽減を図る。高効率なエネルギー回収機能を有し、回収したエネルギーを活用し、地域に新たな価値を提供する。なお、クリーンセンターの整備に当たっては、環境省「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂版）」に準拠したエネルギー回収率を参考とし、効率的なエネルギー利用について検討すること。

ii. リサイクルセンター（資源循環の最適化・機能更新）：

従来は焼却処分されていた生ごみなどの「資源化可能な廃棄物」を適正に処理し、循環型資源としての再生を促進する。これにより、最終的に焼却を要するごみの排出量を最小限に抑制し、新クリーンセンターの処理負荷の大幅な低減を図る。

あわせて、ペットボトル等をはじめとする再生資源についても、高度なリサイクル機能を備えた体制を再構築し、当施設を地域におけるリサイクル推進の中核

を担う場として位置づけ、持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みの加速を目指す。

iii. 地域循環モデルの構築（マイクロサーキュラーエコノミーの実装）：

道の駅「針T・R・S」において、運営主体と連携し、道の駅から出る生ごみのたい肥化、農地への還元及び農産物の提供を行うことにより資源の循環を目指す。

また、交流人口の多い同施設を環境教育・情報発信の拠点として位置づけ、地域に根差した循環型社会の先進事例として市内外へ周知し、これにより持続可能な地域運営のモデル化と市民の環境意識の醸成を図る。

この循環モデルを起点として、将来的には大和高原全体へ資源循環の輪を広げ、市全域の生ごみ処理体制の最適化の参考とし、クリーンセンターの処理負荷の大幅な低減を目指す。

（３） 著作権等の取り扱い

本業務を通じて協働パートナーが作成した計画案、図面、報告書等の著作権は、原則として本市に帰属するものとする。ただし、協働パートナー独自のノウハウが含まれる知的財産については、将来事業者の公募において不利にならないよう、取り扱いを別途協議する。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独提案又は共同提案によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

7-1 単独提案の要件

- （１） 過去１０年以内に、以下のいずれかに該当する業務実績を有する事業者であること。なお、実績については、官公庁からの受託業務に限らず、自治体との共同研究、協働調査、実証実験、PPP／PFI事業への参画（民間側としての参画を含む）など、本事業に類するプロジェクトにおいて主体的に関与した実績を含むものとする。

- ① 廃棄物処理施設の整備等に係るコンサルティング業務又はPPP／PFI導入検討業務。
- ② 廃棄物処理施設、資源リサイクル施設の運営等又は公共施設等の跡地活用において、自ら事業主体として参画し、事業を継続して実行した実績。

- ③ 行政と連携した地域開発、エリアマネジメント又は資源循環に資する官民連携事業を立案又は実行した実績。
- (2) 奈良市税（市内に事業所等を有する場合に限る）並びに国税（法人税及び消費税）を滞納していない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申請書受付締切日現在、市から、奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない、又は入札参加停止措置を受けた場合においては当該措置の期間を経過していること（市の競争入札参加資格を有していない者にあつては、入札参加停止措置の要件に該当する行為を行っていないこと）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てをされていないこと。ただし、更生開始手続又は再生開始手続が決定された場合を除く。
- (6) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等に該当する者でないこと。
- (7) 本事業協力の遂行にあたり、以下の人員を配置できること。
 総括責任者（プロジェクトマネージャー）：本市との窓口となり、協働パートナーとしての助言及び受託業務全体を統括する者。官民連携事業等におけるマネジメント実績を有し、外部の専門家や再委託先等を効果的に指揮・統括し、一つの整合性のある成果物へまとめ上げる高度なマネジメント能力を有すること。
 原則として、提案時に配置予定とした総括責任者を変更することは認めない。ただし、病気、退職、その他真にやむを得ない事由により変更が必要となった場合には、本市と協議して再配置を行うこと。
 ※プレゼンテーション審査には必ず本人が出席し、説明及び質疑応答を行うこと。
- (8) 直近の決算において債務超過の状態にないこと。

7-2 共同提案の要件

- (1) 共同提案の場合は共同企業体（以下「JV」という。）を結成し、代表者を決め

ること。なお、共同提案者は、複数のＪＶに所属することができず、ＪＶに所属しながら単独で提案を行うこともできない。また、参加申請書提出期間後に代表者及び共同提案者を変更することはできない。

(２) ＪＶを構成する全ての事業者について、7-1(２)～(６)及び(８)を満たすこと。7-1(１)については、ＪＶを構成する事業者のいずれかが満たすこと。7-1(７)については代表者が本要件を満たしていること。

(３) 参加申請や質問等は代表者が代表して行うこと。なお、本市からの通知や回答等については、代表者のみに行う。

(４) ＪＶを構成する全ての事業者について、事業者概要書(様式２)を提出すること。

(５) 見積書については「共同企業体名、代表者の事業者名」とすること。その他各提出書類において「事業者名」の欄には共同企業体名を記入すること。また、各書類において必要に応じて所属(代表者以外の事業者名)がわかるようにすること。

8. スケジュール

内容	日付	方法
公募開始・要項公開	令和８年８月１４日(金)	市ホームページ
質問受付期間	令和８年８月２１日(金) １７：００まで	電子メール
最終質問回答日	令和８年８月２６日(水)まで (準備が整い次第、随時回答する)	市ホームページ
参加申請書提出期限	令和８年９月４日(金) １７：００まで	持参又は郵送
参加承認通知	令和８年９月９日(水)まで (申請書の受理後、審査が完了したものから順次通知する)	電子メール
企画提案書提出期限	令和８年９月１６日(水)まで	持参、郵送又は電子メール
プレゼンテーション審査	令和８年９月下旬予定	対面形式
審査結果通知	審査より１週間程度	電子メール及び市ホームページ
基本協定及び委託業務契約の締結	令和８年９月下旬予定	

9. 参加方法

(1) 参加申請書の提出

参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。提出部数は1部とする。

(ア)参加申請書

単独事業者（様式1－1）

共同企業体（様式1－2）

(イ)事業者概要書（様式2）

(ウ)業務実績書（様式3）

- 提案事業者の業務実績の内容が具体的に確認できる書類（テクリス完了登録、契約書の写し、プレスリリース等）の添付。
- 本業務の目的及び趣旨を十分に理解したうえで、同程度の規模や内容を有する事例を記載すること。

(エ)財務状況を確認できる書類（直近3カ年分）

- 貸借対照表、損益計算書及び（作成している場合）キャッシュフロー計算書
※共同提案（JV）の場合は、代表者のもののみ提出すること。
※自社ホームページ等で一般公開されている場合は、「事業者概要書（様式2）」内に当該資料の掲載URLを記載することで、書類の提出を省略できる。

(オ)納税証明書（写し可）

- 奈良市税納税証明書（直近2年分）※本市の市税を賦課されていない場合は提出不要です。
- 国税の納税証明書（様式その3又は様式その3の3）

※ただし、令和8年度の奈良市入札参加資格を有している者は、「事業者概要書（様式2）」内にその旨を記載することで、書類の提出を省略できる。

(2) 提出方法

持参又は郵送（信書便）にて提出すること。信書便の場合は提出期間内に必着とすること。

(3) 提出先

〒630－8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 環境都市推進部 環境都市推進課

(4) 参加承認可否の通知

本プロポーザルの参加承認の可否は、参加申請書を提出した全ての事業者又は J V の代表者に申請書の受理後、審査が完了したものから順次通知する。

なお通知は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送信する。

10. 企画提案書、見積書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（自由様式）

A 4 判 1 0 枚以内（表紙及び目次を除く）

提案内容に以下の内容を盛り込むこと。

全体コンセプトに基づいた事業提案	本市の示すビジョン及びコンセプトを理解した上で、3拠点を一体的に捉えた具体的な事業の方向性の提案。民間事業者の知見活用により、地域にどのような新たな価値を生み出すのかという具現化方針。
官民連携・事業手法	将来事業者の参入意欲を高める動機付けや収益モデルの見通しを含めた、官民連携手法の検討手順及び手法の提案。また、多様な担い手がそれぞれの分野で参画できる将来的な運営体制のあり方。
地域振興策及び合意形成に向けた提案	各拠点での取り組みについて、地域課題を把握し、地域住民、地権者、周辺事業者等の地域関係者が、施設整備による「還元」を実感できる施策の提案。施設ポテンシャルを活用した、資源・経済・人・情報など、新たな地域内循環を生み出す仕組み及び地域関係者の期待感を醸成し合意形成を加速させるためのコミュニケーション戦略。
実現可能性に関する提案	提案事業者（JVの場合は構成員を含む）による類似実績から培った知見やネットワークを、本プロジェクトにどのように反映・活用するかという具体策。
実施体制	本事業の目的を実現するために必要な適切な実施体制・連携体制についての提案。 総括責任者の配置理由がわかる専門性及び本事業における活用方針。これらを裏付ける業務実績。

② 見積書（参考）

- ③ 協働パートナーとしてのプロジェクト推進体制：組織図、各メンバーの氏名、役割、保有資格等を記載すること。

（２）提出方法

提出方法は次に掲げるとおりとする。

① 窓口持参の場合

提出期間内に、奈良市役所の開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の９：

００から１７：００までに提出すること。

② 信書便（郵送等）の場合

提出期間内に必着とすること。本市の受領確認の都合上、令和８年９月１６日（水）１７：００までに本市へ到達したものに限る。事故防止のため、書留郵便やレターパックなど、配達記録が残る方法を推奨する。

③ 電子メールの場合

提出期間内であれば、曜日及び時間を問わず随時受け付ける。ただし、最終日の受付時間については、令和８年９月１６日（水）２２：００までとする。なお、受付時間は、本市メールサーバへの到達時刻を基準とする。

また、大容量ファイルの送付にあたっては以下の事項を遵守すること。

i. ファイル容量の制限

１メールあたりの合計容量は８ＭＢ以内とすること。

ii. 大容量ファイルの提出方法

提出書類の合計容量が制限を超える場合は、ファイルを分割して送付するか、本市が指定するファイル送受信システムを利用すること。

iii. 事前連絡の徹底

本市指定のシステムを利用する場合は、事務局での調整が必要となるため、令和８年９月１５日（火）正午までに、必ず事務局へ電話又は電子メールにて相談すること。事前の相談なく期限間際に大容量ファイルを送付し、本市サーバーで受領できなかった場合の不利益について、本市は一切の責任を負わない。

（３）提出先

〒６３０－８５８０ 奈良市二条大路南一丁目１番１号

奈良市役所 環境都市推進部 環境都市推進課

電話 ０７４２－３４－５３１４

電子メール cleancentersuishin@city.nara.lg.jp

11. 質問の受付及び回答

（１）提出方法

電子メールにて件名を「官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質

問書（様式４）を添付して、次のメールアドレス宛に送信すること。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

メールアドレス cleancentersuishin@city.nara.lg.jp

（２） 質問に対しての回答

市ホームページにて公表する。なお、早期の公表に努めるものとし、準備が整い次第、随時回答を公開するものとする。

12. 協働パートナーの選定

「官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が優先交渉権者を選定する。

審査の公平性を期すため、書類の審査やプレゼンテーションは、事業者名を伏せて行う。

なお、提案者の参加が多数に及ぶ場合には、書類審査による一次審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を限定する場合がある。

（１） 実施概要

① 実施予定日及び実施場所

実施予定日：令和８年９月下旬を予定 詳細は参加承認通知書にて通知する。

実施場所：奈良市役所内会議室（詳細は別途通知）

② 実施時間

発表時間は１５分以内とし、その後、質疑応答の時間を設ける。

（２） プレゼンテーション

① 提案内容には奈良市情報公開条例第７条に定める不開示情報に該当するものが含まれており、非公開で行う。

② 使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。資料の追加配布は禁止する。

③ プレゼンテーション出席者は、実施者１名、その他補助する者２名以内の計３名以内とする。本業務に直接携わる者が行うこと。

④ 事業者名が特定可能な表現又は表示はしないこと。また、名札・社章等により事業者名が特定できないようにすること。

⑤ 審査員への配布用として、企画提案書の写しを７部作成し、審査当日に持参すること。

13. 審査及び審査基準

(1) 審査

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションにより、別表「官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務プロポーザル評価基準」に基づき評価を行い、総合的に判断する。なお、応募事業者の数にかかわらず、評価の結果、審査員評価合計点が満点の6割を下回った事業者については選定しないものとする。

(2) 評価項目

別表評価基準のとおり

14. 選定結果の通知

選定結果は、審査より1週間程度で企画提案書等を提出した全ての事業者又はJVの代表者に速やかに通知する。また、優先交渉権者に選定された事業者については、その旨を付して通知する。なお、通知方法は参加申請書に記載されたメールアドレス宛への送信とする。

15. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「7. 参加資格」の要件を満たさなくなった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込）が、予算額（提案上限額）を超えている場合

16. 協定の締結

優先交渉権者決定後、以下の通り協定の締結及び業務の委託を行うものとする。

- (1) 本市は、優先交渉権者として選定された事業者（以下「協働パートナー」という。）と、本事業の協力内容、役割分担及び将来の事業実施に向けた基本的事項について協議を行い、速やかに事業協力に関する基本協定を締結する。
- (2) 本市は、基本協定を締結した協働パートナーと、本市の予算の範囲内において随意契約により下記のとおり業務委託契約を締結することを予定している。協働パートナーは、本市が提示する仕様に基づき、改めて見積書を提出し、本市と協議のう

え、委託契約を締結するものとする。業務委託料の支払いは、原則として業務完了後の一括払いとする。

① 委託業務名称

官民連携による奈良市環境都市ビジョン具現化及び事業スキーム構築等支援業務

② 委託期間

契約締結日から令和9年3月20日まで

なお、令和8年12月をめぐりに中間報告を行うこと。

③ 予算額（提案上限金額）

22,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

④ 業務内容

i. 官民連携事業調査（事業者選定条件の検討）

以下の検討及び調整を行う。

- 全体コンセプトの具体化と施設概略案の策定
- 事業化を見据えた市場対話の実施と収益モデルの検討
- 官民連携公募スキームの設計
- 地域特性に応じたリサイクルモデルの構築

ii. 地域振興策の検討

最新の地域振興事例や国内外の先進事例（廃棄物処理施設、嫌悪施設等）を収集・整理し、各拠点の特性に合致した実効性のある地域振興策の検討を行うとともに、導入に向けた課題整理や方向性の提示を行う。

iii. クリーンセンター建設事業支援

本事業の円滑な推進を図るため、市議会や市民向けの勉強会、説明会等の企画・運営補助を行うとともに、先進事例の視察調整や各業務の進捗管理、課題対応等の総合的な事務局支援を行う。

17. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属するが、本市は本件の選定の公表等に必要な

な場合には、無償で利用できるものとする。

- (6) 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ本市の書面による承諾を得るものとする。その際、統括責任者は再委託先の業務品質及び工程についてプロジェクトマネジメントの観点から一切の責任を負い、本市の意図を的確に成果物へ反映させるための適切な管理体制を構築すること。
- (7) 本業務は、官民連携手法の検討や事業スキームの構築を目的とするものであり、今後の社会情勢の変化、本市の方針転換又は市議会の議決結果等により、計画の変更、延期又は中止となる場合がある。その際、本プロポーザルの参加及び提案に要した費用、並びに基本協定等に基づく協議に要した費用等について、本市はその損害を賠償する義務を負わないものとする。

18. 担当課（問合せ先）

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 環境都市推進部 環境都市推進課

電話：0742-34-5314

メールアドレス：cleancentersuishin@city.nara.lg.jp